b　構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
c　耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
d　気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
e　安全装置の作動
安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。
f　表示
適正であること。

別表第一の十八の一の⑵のエを次のように改める。

エ　容器弁
(ｱ)　外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
(ｲ)　安全性
容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあっては当該点検後速やかに、その他のものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。
a　外観
容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
b　構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
c　耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
d　気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
e　表示
適正であること。

別表第一の十八の一の⑶のオの(ｲ)を次のように改める。

(ｳ)　容器弁
a　外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
b　安全性
容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあっては当該点検後速やかに、その他のものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。
(a)　外観
容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
(b)　構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
(c)　耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
(d)　気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
(e)　表示
適正であること。

別表第一の十八の一の⑶のオの(ｶ)を(ｷ)とし、(ｴ)を(ｶ)とし、(ｳ)の次に次のように加える。

(ｴ)　安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）
a　外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
b　安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあっては当該点検後速やかに、その他のものにあっては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。
(a)　外観
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
(b)　構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
(c)　耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
(d)　気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
(e)　安全装置の作動
安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。
(f)　表示
適正であること。

別表第一の十九の一中「1　機器点検」を「1　機器点検
次の事項について確認すること。」に改める。

別表第一の十九の一の⑵のイを次のように改める。

イ　安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）
(ｱ)　外形
変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。